

2026年2月6日

お客様各位

2026年1月21日からの大雪に係る災害等に対する 当金庫の対応について

2026年1月21日からの大雪に際し、被害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの大雪により、災害救助法が適用された地域において被災されたお客様には、以下のとおり金融上の措置を実施しますので、お知らせいたします。

1. 預金等の払戻しについて、預金通帳・証書や届出印鑑を紛失された場合でも被災者等の被災状況等に応じた確認方法によって、ご本人確認のうえ払戻しいたします。
2. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。
また、これら預金を担保とする貸付にも対応いたします。
3. 支払期日が経過した手形については窓口にご相談ください。
また、災害等のため支払いができない手形・小切手、電子記録債権についても窓口にご相談ください。
4. 汚損した紙幣や貨幣の引換えに対応いたします。
5. 応急的な資金の借入および返済猶予等のご相談も承ります。

※ その他、詳細につきましては、当金庫窓口へお問い合わせください。